



## 保健師がお伺いします

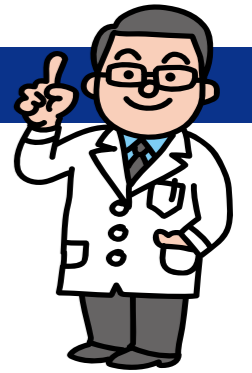
### お問い合わせ先

三好市保健センター (☎ 72-6767) ・三野総合支所保健師 (☎ 77-4800)  
井川総合支所保健師 (☎ 78-5001) ・山城総合支所保健師 (☎ 86-1150)  
西祖谷総合支所保健師 (☎ 87-2273) ・東祖谷総合支所保健師 (☎ 88-2211)

平成20年4月より、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健診)が開始されました。しかしながら、徳島県は糖尿病死亡率が全国ワースト7位となっており、三好市でも平成19年度の糖尿病死亡率は県内ワースト3位となっております。糖尿病等の生活習慣病の予防のためには、まず健診を受けていただくことが第一です。国の目標受診率は65%ですが、三好市の国保加入者の特定健診の受診率は平成20年度において約31%にすぎません。この受診率の平成24年度の目標達成状況によって、市の国保が支払う後期高齢者支援金の額が加算・減算されます。受診率が低い場合は将来的に保険料の値上げも考慮せざるを得なくなりません。

健診の重要性と、若い世代からの生活習慣病の予防について、学校PTA関係、商工会、婦人会、消防等の各種会合に保健師が出席し、三好市の健康に関する現状や生活習慣病についてお話しすることがありますので、どうかご利用ください。内容・時間などにつきましては、ご要望に応じて決めさせていただきます。

(内容例：糖尿病等、生活習慣病予防について、簡易血糖検査など)



## 平成21年度も特定健診の受診を

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して糖尿病などの生活習慣病を予防し、心筋梗塞、脳卒中、腎臓病などの重大な病気を未然に防ぐための健診です。受診方法には2通りあります。

・**総合健診(集団健診)で受診**  
集団健診で受診される方は、今月の市報に折り込んである「総合健診申込書」にご記入の上、申し込み期間内に保健センターまたは、各総合支所市民課へご提出ください。

※がん検診と一緒に受診できます

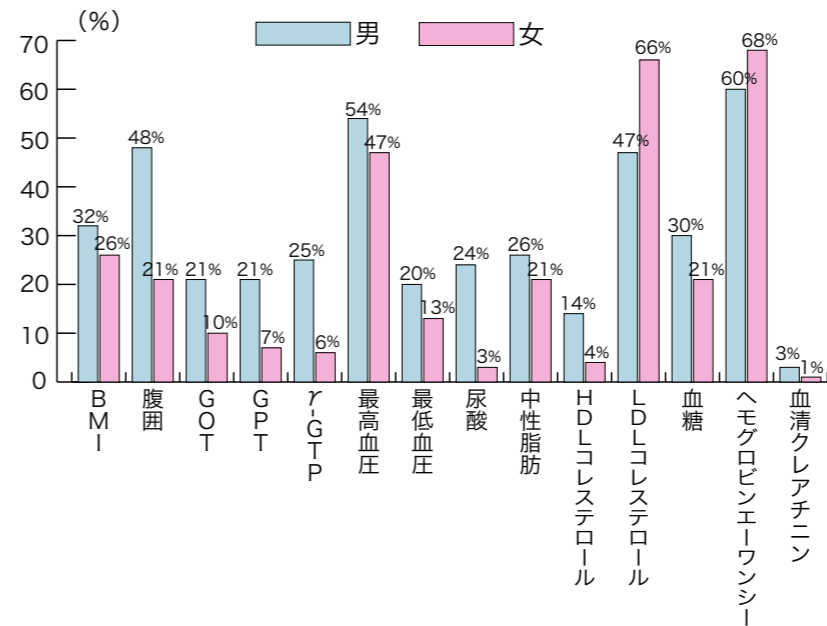
・**病院で受診**  
病院で受診される方は、7月初旬に送付予定の「特定健診受診券」の封筒に入れてある医療機関リストから病院を選び、電話にて病院へ予約の上、受診してください。受診期間は受診券が送られてくる7月から11月末までです。

注意：国民健康保険以外(政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合等)の保険にご加入の方は、医療保険者が発行した「特定健康診査受診券」が必要となります。各医療保険によって受診券の交付方法や時期が異なりますので、受診券の発行については、ご自分の加入している医療保険の保険者又は職場の担当者等へお問い合わせください。

てください。総合健診(集団健診)において受診を希望される方は、必ず受診日までに「特定健康診査受診券」の交付を受けてください。「特定健康診査受診券」が無い場合は健診当日受診ができませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先  
三好市保健センター  
電話 72・6767  
各総合支所市民課

特定健診受診者有所見率(国保40~74歳)



平成20年度は特定健診を1,907の方に受けていただき、メタボ該当者293人(15%)、メタボ予備軍253人(13%)、保健指導が必要な人250人(13%)という結果でした。しかし、保健指導を受けていただき、半年後の測定で改善した方がたくさんいらっしゃいました。

【Aさん68歳女性の場合(赤字は基準値を超えたもの 青字は改善したのもの)】

		健診結果	6か月後の測定
健診結果	腹囲	90.3cm	85cm (-5.3cm)
	体重	67kg	59.4kg (-7.6kg)
	BMI	25.9	22.9
	LDLコレステロール	126mg/dl	—
	ヘモグロビンエーワンシー	5.2%	4.9% (-0.3%)
	最高血圧	120mmHg	109mmHg
	最低血圧	70mmHg	63mmHg
食事	何も考えずに間食をしていた		間食をやめた ご飯の量を控えた よく歩くようになった

健診結果、肥満と糖尿病との関係について知りました。食生活の改善が必要だと気づきました。次回の健診が楽しみです。



## 国民健康保険よりお知らせ

### 【国保に加入する人とは】

職場の健康保険などの加入者とその家族、生活保護を受けている世帯、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者などを除いて、すべての人が国保の加入者「被保険者」になります。

例えば、お店経営など自営業、農業や漁業などを営んでいる人、退職して職場の健康保険などをやめた人、パートなどをしていて職場の健康保険などに加入していない人などです。

### 【加入は世帯ごと】

国保では、大人や子どもの区別なく、一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行います。その届け出や国保税の納付は、世帯主がまとめて行います。

### 【届け出が遅れた場合】

国保加入の届け出が遅れた場合、国保の加入資格を得たときまでさかのぼって国保税を納めることとなります。

### お問い合わせ先

届け出、給付に関すること  
保健医務課国保担当  
(電話 72・7613)  
国保税に関すること  
税務課国保税担当  
(電話 72・7615)

■ 次のような事項に該当したときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの	
加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	印鑑(転入手続きをすませた後)	
	職場の健康保険をやめたとき※	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑	
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき※	被扶養者でなくなった証明書、印鑑	
やめるとき	子どもが生まれたとき	保険証、印鑑	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑	
	ほかの市町村へ転出するとき	保険証、印鑑	
その他	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の加入者が死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑	
	三好市内で住所が変わったとき	保険証、印鑑	
	世帯主や氏名が変わったとき		
世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき			
出稼ぎや長期の旅行に行くとき	保険証、在学証明書、印鑑		
修学のため、別に住所を定めるとき			

※退職して職場などの健康保険をやめた場合にも、資格喪失日の前日までに継続して2か月以上の加入期間があり、資格喪失日から20日以内に申請を行えば、2年間は引き続いてそれまで加入されていた健康保険の被保険者となることできる(任意継続)場合があります。任意継続については、加入されていた健康保険組合等にお問い合わせください。

# 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金等から特別徴収(天引き)制度が開始され、現在納付書でお支払いいただいている市・県民税が、公的年金から差し引かれます。

【特別徴収の対象となる方】  
前年中に公的年金などの支払いを受けた方で、当該年度4月1日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の個人住民税を納税する義務がある方です。ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。

▼老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満である方▼当該市町村の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない方▼当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える方  
▼老齢等年金給付の年額から所得税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を控除した後の額が特別徴収税額に満たない方

【徴収する税額】  
公的年金所得分に係る個人住民税所得割額および均等割額  
※ただし給与所得・不動産所得・農業所得・営業所得などがある

方に係る所得割額および均等割額は別途徴収されます。

【対象となる年金】  
老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など

【対象税額と徴収方法】  
上半期の年金支給月(4・6・8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。

また、下半期の年金支給月(10・12・2月)ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の3分の1

## 特別徴収の対象税額と徴収方法(参考例)

### 【特別徴収を開始する年度における徴収】

(例：平成21年度・年税額6万円)

税額	普通徴収(上半期)		特別徴収(下半期)		
	6月	8月	10月	12月	2月
1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
年税額の1/4ずつを、普通徴収により徴収	年税額の1/6ずつを、老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収により徴収				

### 【特別徴収の時期・対象税額】

(例：平成22年度・年税額6万6千円)

税額	特別徴収(上半期)			特別徴収(下半期)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
1万円	1万円	1万円	1万円	1万2千円	1万2千円	1万2千円
前年の下半期に徴収した額の1/3ずつを、老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収により徴収	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3ずつを、老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収により徴収					

徴収額を控除した額の3分の1を本徴収します。  
なお、特別徴収を開始する年度、または新たに対象者となった年度は上半期に普通徴収、下半期に特別徴収を実施します。  
お問い合わせ先  
三好市税務課市県民税係  
電話72・7615

# みんなで地域医療を支えましょう

三好市の地域医療の現状については、先月号でも、くわしくお伝えしましたが、「地域医療の主人公」として、私たちの安心・安全を支える「地域医療」を守るため、私たちにできることについて考えてみました。

県立三好病院や市立三野病院等の公的医療機関では、診療需要の増加や医師不足等により、医療スタッフの負担が著しく増加しています。特に三好

病院では医師数の減少により、適切な医療体制の維持が困難となり、救命救急センターの運営が危ぶまれるなど、非常に厳しい状況となっています。

これらは全国共通の問題であり、各地で様々な取り組みが行われています。県南の海部郡では、住民が「海部病院を守る会」を設立して活動を始めています。また、県外でも、県立病院の小児科閉鎖の危機に

面した市民が「県立柏原(かいばら)病院の小児科を守る会」を立ち上げ、一定の成果をあげています。同会では、病院や医師不足の現状を市民に知らせるとともに、次のようなスローガンを掲げ、市民啓発を図っています。地域医療に関わる私たちにとっても、考えさせられるものがあると思われましたので、紹介します。

① かかりつけ医を持ちましょう  
日頃から何でも気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ち、



② 医師に感謝の気持ちを伝えましょう  
地域医療を支えて頑張ってくださいという医師に感謝の気持ちを伝えましょう。この地域で長く頑張っていたただけにサポートしましょう。

## ■ 応援する会の活動報告

4月18日、三好病院を応援する会はシンマチボランティアグループの協力を得て、参加者約50人が三好病院周辺と、医師公舎周辺の清掃を行いました。医師の生活環境の向上に協力できたと思います。

## 市立三野病院からのお知らせ

4月より整形外科の診療日が増えました。  
毎月 第2・第4水曜日 9時～12時  
(受付時間は8時30分～11時)  
※毎週木曜日の診察は今までどおりです

## リハビリテーションもより充実に

4月より理学療法士が2名になり、さらに従来の呼吸器リハビリテーション・運動器リハビリテーションに加えて、脳血管疾患など、リハビリテーションの施設基準も取得しました。より生活に密着したリハビリテーションをご提供していきます。



三好市国民健康保険市立三野病院  
(電話 77-2323)

# 三好市情報公開実施状況

三好市情報公開条例は、皆さんからの請求に応じて市が保有する公文書を開示する公文書開示制度をはじめ、市政に関する情報のより積極的な提供や公表、審議会などの会議の公開など総合的な情報公開の推進について規定しています。

この情報公開制度が適正に運営されていることをお知らせするために、毎年1回、この制度の利用状況を公表しています。

【期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日まで】

## 1 情報公開

市長の事務部局に対する情報公開請求の件数：10件、公開等の内訳は、公開8件、部分公開2件、非公開0件  
農業委員会の事務部局に対する情報公開請求の件数：2件、公開等の内訳は、公開0件、部分公開2件、非公開0件  
(上記以外の機関については該当ありません。)

## 2 個人情報

(1) 開示の請求件数、開示及び非開示等の決定件数：請求1件、開示1件  
(2) 訂正の請求件数及び決定件数：該当なし  
(3) 是正の申出件数及び処理の件数：該当なし  
(4) 不服申立ての内容及び件数：該当なし  
(5) 事務の外部委任、目的外利用及び外部提供の状況：外部委任3件、内部目的外利用5件、外部提供13件  
(市長以外の機関については該当ありません。)



お問い合わせ先  
三好市総務課 (☎ 72-7600)

# 私たちの大切な地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します

